

# 理容所・美容所のでびき

1 開設手続きの流れ .....	2
2 構造設備基準 .....	3
3 日常の衛生管理等 .....	5
4 消毒の方法 .....	7
5 その他の手続き .....	9
6 理容所・美容所の重複開設について.....	10
7 理容・美容の出張業務について.....	10
8 理・美容師免許及び管理理・美容師認定講習会問合せ先.....	10



**【注意事項】**

全ての提出書類は、消すことのできない黒色のボールペン等で記入し、フリクションペン等での記入は一切しないでください。

構造設備基準・日常の衛生管理等の根拠欄及び本文中【 】内は、根拠法令等を示しています。

凡例

【理法 5-1-1】

理容師法第 5 条第 1 項第 1 号

【条 8-3-1】

荒川区理容師法施行条例、荒川区美容師法施行条例第 8 条第 3 項第 1 号

理法： 理容師法

美法： 美容師法

令： 理容師法施行令、美容師法施行令

規： 理容師法施行規則、美容師法施行規則

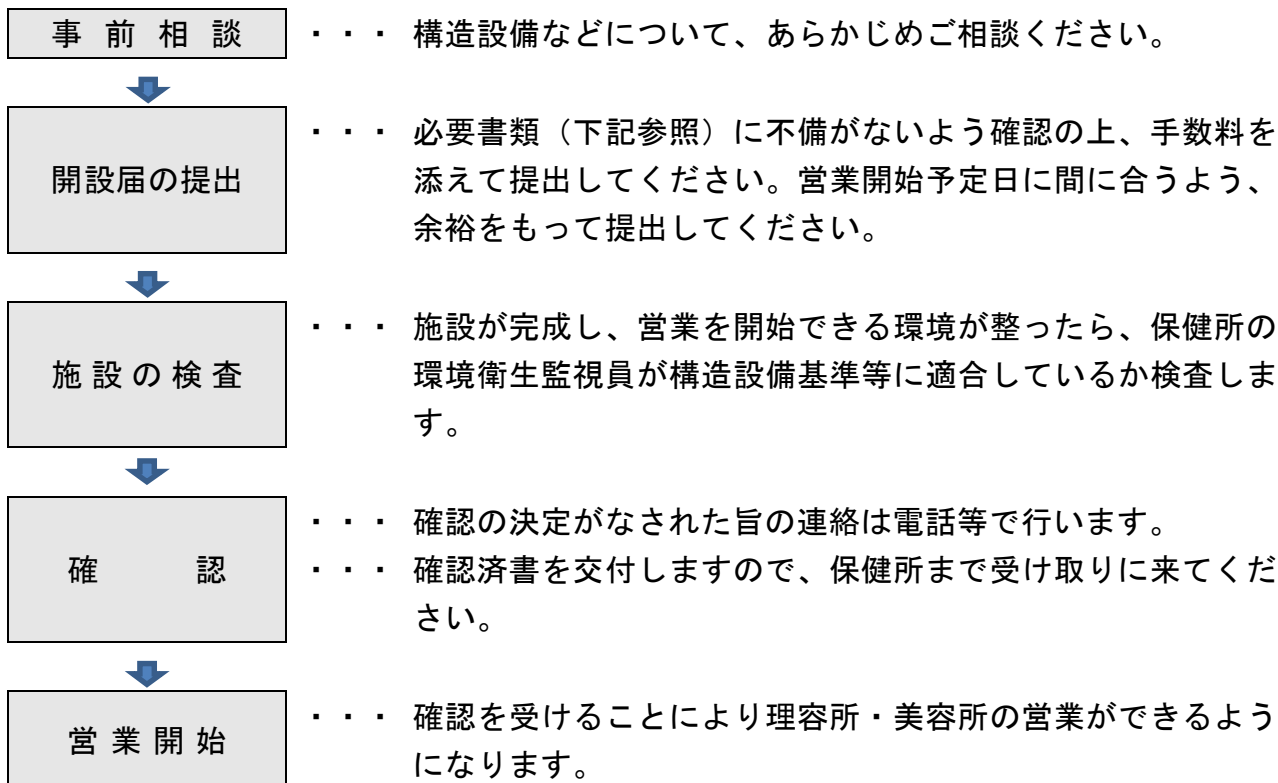
条： 荒川区理容師法施行条例、荒川区美容師法施行条例

細： 荒川区理容師法施行細則、荒川区美容師法施行細則

要： 理容所及び美容所における衛生管理要領

## 1 開設手続きの流れ

理容所・美容所を開設しようとする場合、事前に保健所へ開設届を提出し、施設等の確認を受けなければなりません。



### 理容所・美容所開設時に必要な書類等

- ◎ 開設届 ※
- ◎ 構造設備の概要 ※
- ◎ 施設の平面図（設備の配置を記入してください。）
- ◎ 理容所・美容所従業者名簿 ※
  - ◇ 理容師・美容師の免許証（本証提示）
  - ◇ 管理理容師・美容師の講習会修了証書（本証提示）
  - 理容師・美容師が2名以上いる理容所・美容所では管理理容師・管理美容師を置かなければなりません。【理法11の4-1, 美法12の3-1】
- ◎ 健康診断書
  - ◇ 理容師・美容師全員
  - 結核・伝染性皮肤病疾患の有無について、医師の発行した3か月以内のもの
- ◎ 開設者が外国人の場合
  - ◇ 住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）
- ◎ 開設者が法人の場合
  - ◇ 会社の登記事項証明書（6か月以内に発行されたもの）
- ◎ 検査手数料 24,000円（変更があった場合はその金額となります。）

※印の書類は保健所窓口にあります。

◎ 新規開設のほか、次の場合も開設届が必要になります。

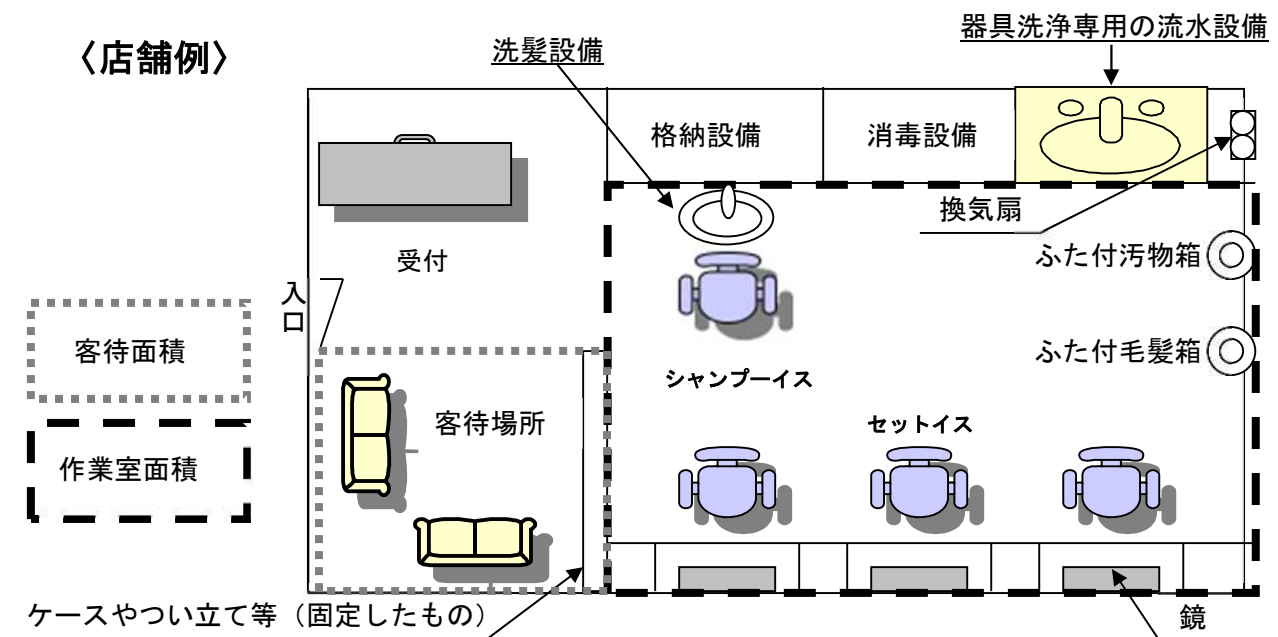
- ・ 開設者が変わる。
- ・ 施設を移転する。(仮店舗を含む)
- ・ 50%以上の大規模な改築、100%以上の増築・増改築を行う。  
(増築・改築の場合は事前にお問い合わせください。)

## 2 構造設備基準

理容所・美容所の構造設備には規定が設けられています。開設に当たっては以下の事項に適合するようにしてください。

項 目	基 準 等	根 拠																								
作業室	<p>□理容又は美容の業務を行う1作業室の床面積は、13㎡以上であること。(内法面積)</p> <p>□作業場は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること。</p> <p>□1作業室に置くことができるイスの台数は下記の表のとおり (コールド待ちイス、シャンプーイスも1台とみなす)。 理容所の最低床面積と置くことができるイスの台数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>イスの台数</td> <td>3台まで</td> <td>4台</td> <td>5台</td> <td>6台</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>最低床面積</td> <td>13㎡</td> <td>17.9㎡</td> <td>22.8㎡</td> <td>27.7㎡</td> <td>32.6㎡</td> </tr> </table> <p>以降イス1台を増すごとに4.9㎡を加えた面積以上とすること。</p> <p>美容所の最低床面積と置くことができるイスの台数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>イスの台数</td> <td>6台まで</td> <td>7台</td> <td>8台</td> <td>9台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>最低床面積</td> <td>13㎡</td> <td>16㎡</td> <td>19㎡</td> <td>22㎡</td> <td>25㎡</td> </tr> </table> <p>以降イス1台を増すごとに3㎡を加えた面積以上とすること。</p> <p>□作業室には、洗髪するための上下水道に接続した流水設備を備えること。ただし、「頭髮に係る作業」を行わない場合(例えば、まつ毛エクステンションのみを実施する美容所等)は適用しない。</p>	イスの台数	3台まで	4台	5台	6台	7台	最低床面積	13㎡	17.9㎡	22.8㎡	27.7㎡	32.6㎡	イスの台数	6台まで	7台	8台	9台	10台	最低床面積	13㎡	16㎡	19㎡	22㎡	25㎡	<p>条 3-1-1</p> <p>要 2-6</p> <p>条 3-1-2</p> <p>条 3-1-7</p> <p>条 3-1-8</p> <p>細 5-1-1</p>
イスの台数	3台まで	4台	5台	6台	7台																					
最低床面積	13㎡	17.9㎡	22.8㎡	27.7㎡	32.6㎡																					
イスの台数	6台まで	7台	8台	9台	10台																					
最低床面積	13㎡	16㎡	19㎡	22㎡	25㎡																					
客待場所	<p>□作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>□施設には、理容又は美容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。</p> <p>□作業場と待合所は、明確に区分されていること。</p>	<p>条 3-1-3</p> <p>要 2-3</p> <p>要 2-5</p>																								
床及び腰板	<p>□床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。</p>	<p>規 26-1-1</p>																								
採光・照明・換気	<p>□採光、照明及び換気を充分にすること。</p> <p>□直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。</p> <p>□室内の炭酸ガスの濃度を5㎤/ℓ(5,000ppm)以下に保つこと。</p>	<p>理法 12-1-3</p> <p>美法 13-1-3</p> <p>規 27-1-1</p> <p>規 27-1-2</p>																								

<b>格納設備</b>	<input type="checkbox"/> 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。 <input type="checkbox"/> 備えるべき設備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒済器具戸棚：汚染されないよう、ふたや扉がついたもの</li> <li>・未消毒器具容器：消毒前の器具を一時的に置くためのもの</li> <li>・タオル格納容器：ふたや扉がついたもの</li> <li>・未洗浄タオル容器：タオルに付着した毛髪が落ちない容器</li> </ul>	条 3-1-4
<b>消毒設備</b>	<input type="checkbox"/> 消毒設備を設けること。 <input type="checkbox"/> 上下水道に接続した器具洗浄専用の流水設備を備えること。 <input type="checkbox"/> 備えるべき器具等：(消毒方法に応じた器具等を備えること) <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒薬、煮沸用容器、紫外線消毒器等</li> <li>・液量計（消毒薬希釈用）大：500ml～1ℓ位 小：20～50ml位</li> <li>・器具消毒用薬液容器（ふた付きのものが望ましい）</li> <li>・器具乾燥棚等</li> </ul>	理法 12-1-2 美法 13-1-2 規 26-1-2 条 3-1-6 条 3-1-8 要 5-3
<b>備えるべき器具等</b>	<input type="checkbox"/> ふた付の汚物箱・毛髪箱を備えること。 <input type="checkbox"/> 作業を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。	規 26-1-3 条 3-1-5



## 《保健所の立入検査》

届出受理後は、原則、連絡せずに保健所の検査員が立入検査を実施します。届出を受けた内容に変更事項がないか、衛生の維持が保たれているかなど、必要な項目のチェックを行ないます。立入時は検査の立会いをしていただきます。不正事項が発生していた場合、処分を行う場合があります。

### 3 日常の衛生管理等

以下の点に注意し、衛生的で安全なお店づくりを心掛けてください。

項目	内容	根拠
採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>採光・照明を十分に行う。</li> <li>作業面の照度は100ルクス以上であること。</li> <li>照明器具は定期的に清掃すること。</li> </ul>	理法 12-1-3 美法 13-1-3 規 27-1-1 要 3-1-8
室内空気環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>換気を十分に行うこと。</li> <li>理美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下(5000ppm以下)に保つこと。</li> <li>開放型の暖房器具、湯沸器、蒸し器等を使用中は定期的に換気する。</li> <li>換気装置は定期的に点検・清掃すること。</li> </ul>	理法 12-1-3 美法 13-1-3 規 27-1-2 要 4-4-2 要 3-1-9
消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収める。</li> <li>消毒薬は、随時取り替え、常に清潔に保つこと。</li> </ul>	条 2-1-6 条 2-1-9
消毒方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>皮膚に接する器具は、清潔に保ち、客1人ごとに消毒すること。</li> <li>器具を十分に洗浄した後、省令で定める方法により消毒すること。(P7参照)</li> </ul>	理法 9、美法 8 規 25
布片類	<ul style="list-style-type: none"> <li>皮膚に接する布片は、清潔に保ち、客1人ごとに取り替える。</li> <li>首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとに廃棄する。</li> <li>客用の被布は、汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用する。</li> </ul>	理法 9、美法 8 条 2-1-4 条 2-1-5
清潔・整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は常に清潔に保つこと。</li> <li>洗髪器及び皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染するものは常に清潔に保つ。</li> </ul>	理法 12-1-1 美法 13-1-1 条 2-1-7 条 2-1-8
作業室の区画	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。</li> </ul>	条 3-1-3
着衣・マスク・手指	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業中は汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用する。</li> <li>顔面作業の際は清潔なマスクを使用する。</li> <li>身体は常に清潔に保ち、客に接するときは、手指を石けんで洗い、必要に応じて手指を消毒する。</li> </ul>	条 2-1-1 条 2-1-2 条 2-1-3
従業員の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に従業員の健康に注意する。</li> <li>作業者が結核・皮膚疾患その他伝染性疾病にかかった場合、又は治癒した場合は医師の診断書を添えて保健所に届け出る。</li> </ul>	要 3-2 規 20 要 3-2-1

## ◎ ウイルス感染症、アタマジラミについて

### 《ウイルス感染症について》

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)、B型肝炎ウイルス(HBV)、C型肝炎ウイルス(HCV)は、血液を媒介して感染することがあります。

理容所や美容所においては、カミソリの刃などについて感染者の血液が、理容師や美容師、他のお客さんの傷口などから体内に入り、2次感染を及ぼす危険性があります。

### 《アタマジラミについて》

近年全国的に、幼児や小学校の児童の頭髪にアタマジラミの寄生が多く見られます。子どもたちは、髪が触れ合うほど、身体を寄せ合って遊ぶことが多いので、大人よりうつりやすいと考えられます。

今日、子どもたちを中心に発生しているアタマジラミは不潔が原因ではありません。

また、病気を媒介することはありません。お店を利用するお客様の頭髪に、アタマジラミの寄生が見られることがあると思いますが、頭髪を扱うプロとして正しい認識と対応をお願いいたします。

アタマジラミの寄生や卵と疑わしきものが付いていましたら、保健所や皮膚科に相談するようアドバイスなどをお願いします。

頭髪を触る作業でうつることはありません。作業は通常どおりで構いません。当然のことですが、クシ・ブラシ・クロス等は一客ごとに交換し、使用後のブラシ等は、60℃を保ったお湯に5分以上浸けるか熱湯処理等により成虫・幼虫・卵を駆除してください。

### 《違反に対する注意事項》

違反となる行為においては知らなかったという抗弁は成り立ちませんので、くれぐれも法令等を理解した上で営業を行なわなければなりません。違反行為に関しては、安易な考えを持つようなことがないよう、法令遵守で行なってください。違反行為を行った場合は、厳しい処分を行なうことがあります。

## 4 消毒の方法

消毒する前に台所用中性洗剤をつけたスポンジなどを用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10秒間以上、1リットル以上）で洗浄する。



- ① カミソリと、カミソリ以外の器具で血液の付着しているもの、またはその疑いのあるもの（頭髪のカットのみの用途（レザーカット）に使用するカミソリを除く。）。



次のいずれかの方法※消毒薬は医薬品を使用すること

種類	消毒方法	注意事項
煮沸消毒器による消毒	沸騰してから2分間以上煮沸する。	・水量を適量に維持する。
エタノールによる消毒	76.9～81.4%エタノール液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸す。	・エタノールは蒸発しやすく、濃度が低くなると効果がなくなるので、蒸発・汚れの程度を考慮し、7日以内に交換すること。 ・消毒用エタノールを希釈せずに使うことが望ましいが、無水エタノール等を使う場合は76.9～81.4%に希釈して使うこと。
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒	0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度1000ppm）に10分間以上浸す。	・金属及び動物性繊維器具は腐食するので注意すること。 ・消毒液は毎日交換すること。

### 《消毒薬の調整》

消毒薬は数種類の濃度のものが市販されています。

購入した消毒薬の濃度が何%であるか確認して、調整してください。

#### 調整例

逆性石ケン液（10%塩化ベンザルコニウム液）を  
0.2%逆性石ケン液に調整するには・・・  
薬液20mlを水でうすめて1ℓにする。

**薬液20ml＋水980ml＝消毒液1ℓ**



## ② カミソリ以外の器具で血液が付着している疑いのないもの

↓ 1 (P7) の方法または、次のいずれかの方法

種類	消毒方法	注意事項
紫外線照射による消毒	1 cm <sup>2</sup> 当たり 85 マイクロワット以上の紫外線を 20 分以上照射する。	器具に直接紫外線が当たらないと、消毒効果がないので、器具を重ねて置かない。ハサミ、カミソリは開いて置く。 紫外線ランプの寿命は、2,000～3,000 時間である。 定期的にランプや反射板を清掃する。
煮沸消毒器による消毒	沸騰してから 2 分以上煮沸する。	水量を適量に維持する。
蒸し器などによる蒸気消毒	80℃を超える蒸気に 10 分以上触れさせる。	タオル等を積み重ねて消毒する場合、最上部のタオルが蒸気に十分触れない場合があるので注意する。
エタノールによる消毒	76.9～81.4%エタノール液(消毒用エタノール)中に 10 分以上浸す。又は消毒用エタノールを含ませた綿等で器具表面をふく。	蒸発・汚れの程度を考慮し、7 日以内に交換すること。
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒	0.01～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 100～1000ppm)に 10 分以上浸す。	汚れ等により効果がなくなるので、毎日交換すること。
逆性石けん液による消毒	0.1～0.2%逆性石けん液(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)に 10 分以上浸す。	汚れ等により効果がなくなるので、毎日交換すること。
グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒	0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液に 10 分以上浸す。	汚れ等により効果がなくなるので、毎日交換すること。
両性界面活性剤による消毒	0.1～0.2%両面界面活性剤液(塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン)に 10 分以上浸す。	汚れ等により効果がなくなるので、毎日交換すること。



消毒した後は流水でよく消毒液を洗い流し、乾燥する。  
消毒した器具は使用済みのものと区別して、収納ケースなどに保管する。

## 5 その他の手続き

	届出・申請事項	提出書類等
変更届 (変更後速やかに行う)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の名称変更</li> <li>・開設者の改姓、住所等の変更</li> <li>・法人代表者、所在地等の変更</li> <li>・小規模な構造設備の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 変更届 ※</li> <li>◎ 変更内容の分かるもの (会社の登記事項証明書、変更内容が分かる図面等)</li> <li>◇ 構造設備の変更は事前に保健所に相談してください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が変わったとき</li> <li>・従業員が資格を取得したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 従業員変更届 ※</li> <li>◎ 理容師・美容師は免許証(本証提示)及び健康診断書(結核・伝染性皮肤病疾患の有無について、医師の発行した3か月以内のもの)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染性疾病にり患したとき及び治癒したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 従業員変更届 ※</li> <li>◎ 健康診断書</li> </ul>
承継届 (承継後遅滞なく)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者(個人)が死亡し、相続したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 承継届 ※</li> <li>◎ 被相続人(死亡した方)と相続人全員との相続関係が分かる戸籍の全部事項証明書など</li> <li>◎ 相続人全員の同意書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者(法人)が合併又は分割により承継したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 承継届 ※</li> <li>◎ 合併により存続する若しくは設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者が開設者の地位を譲渡したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 承継届 ※</li> <li>◎ 営業の譲渡が行われたことを証する書類</li> <li>◎ 譲受人が外国人の場合にあっては、住民票の写し</li> <li>◎ 譲受人が法人の場合は譲受人の登記事項証明書</li> </ul>
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業を止めたとき (名義変更、増改築に伴う開設時を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 廃止届 ※</li> </ul>

※印の書類は保健所窓口にあります。

### ご注意

このてびきに書かれている内容は理容師法・美容師法における法令、要領等の全てを網羅しているわけではありません。詳細等は、その都度これら法令等の確認をしてください。

改訂は、変更項目がある場合に適時内容更新しています。  
最新版であるか確認の上、相談や手続きを進めてください。荒川区 HP よりダウンロードできます。

令和6年1月改訂

## **6 理容所・美容所の重複開設について**

理容所・美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、理容師・美容師双方の資格を有する方のみからなる施設に限り、理容所・美容所を同一の場所で開設(重複開設)することができます。

重複開設を希望する理容所・美容所の開設者は理容所・美容所それぞれについて開設届を提出する必要があります(施術を行う従業者全員が理容師・美容師双方の資格を有している必要があります。) (規 19-1-8, 9)。

## **7 理容・美容の出張業務について**

理容師法及び美容師法では、政令で定める「特別な事情」がある場合を除き、理容所・美容所以外の場所でその業を行うことを禁止しています。理容所・美容所以外の場所でその業を行う場合は、法令事項を遵守して行ってください。また、器具等の消毒・取り扱いなどについては、保健所にご相談ください。

荒川区外で出張業務を行う場合は、出張業務を行う自治体にお問い合わせください。

### **理・美容所以外の場所で業を行うことができる場合〔令4、条4〕**

- 1 疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者に対して理・美容を行う場合
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理・美容を行う場合
- 3 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- 4 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

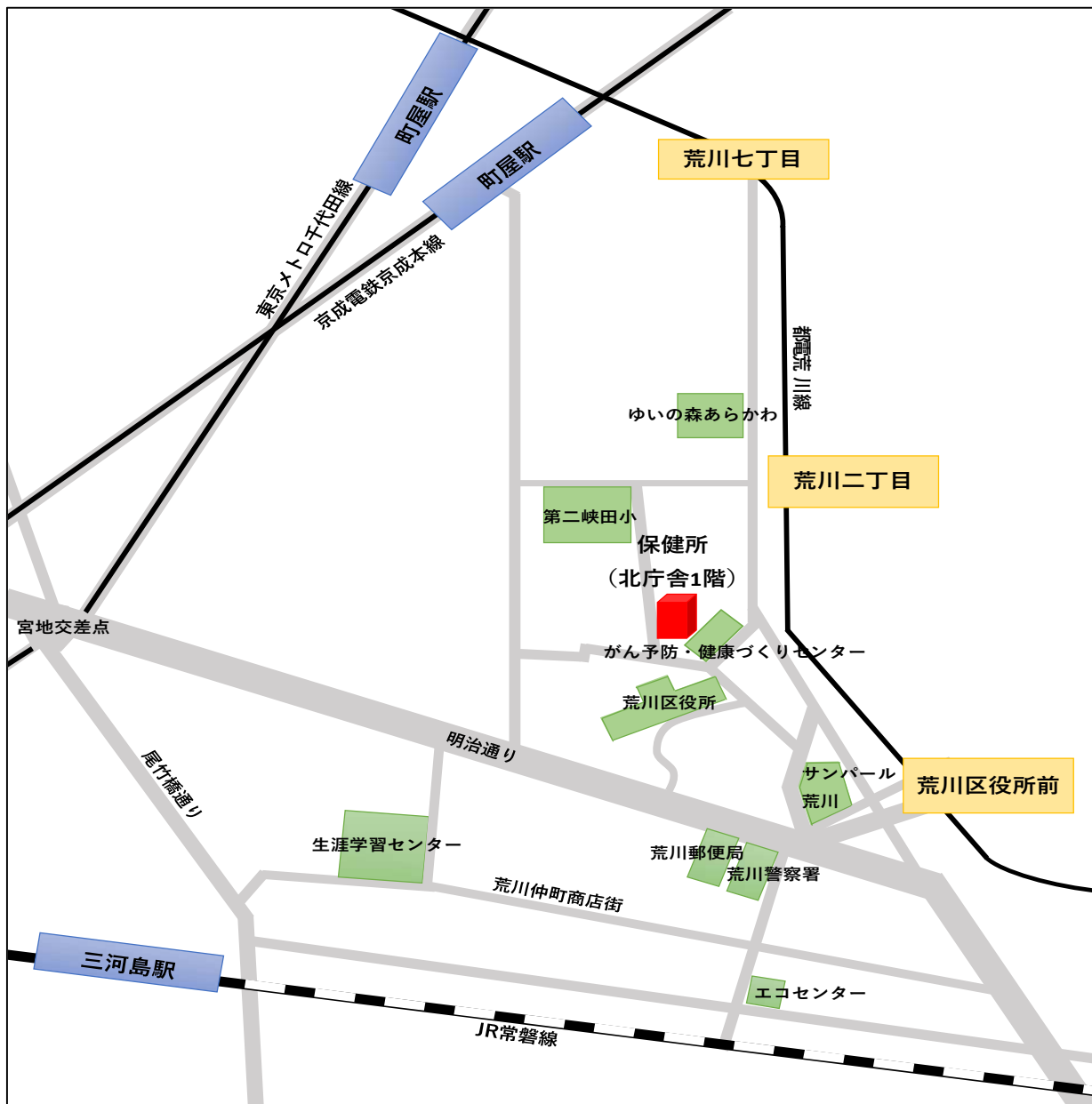
## **8 理容師・美容師免許及び管理理容師・美容師資格認定講習会問合せ先**

- ・ 理容師・美容師国家試験申込み及び問合せ
- ・ 管理理容師・美容師資格認定講習会の申し込み等について
- ・ 理容師・美容師免許の申請(書換え・再交付申請含む)及び管理理容師・美容師資格認定講習会修了証書書換え・再交付申請

- 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター  
〒151-8602  
東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚01 (8F)
- 問合せ電話番号  
(管理講習に関する事) 03-5579-6115  
(免許申請に関する事) 03-5579-6878
- ホームページ  
<http://www.rbc.or.jp/>

# 保健所案内図

所在地 〒116-8502 荒川区荒川2-11-1(荒川区北庁舎1階)



[交通機関]  
JR 常磐線 三河島駅下車徒歩12分  
京成電鉄京成本線 町屋駅下車徒歩11分  
東京メトロ千代田線 町屋駅下車徒歩12分  
都電荒川線 荒川二丁目停留所下車徒歩3分

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係  
TEL 03-3802-3111(代) 内線426  
FAX 03-3806-2976